

宅配事業ポイントサービス利用規程

(総則)

第1条 本規程は、京都生活協同組合（以下「生協」という。）の宅配事業（共同購入・個人宅配・個人引取り）におけるポイントサービス（以下「本サービス」という。）について定めたものです。

(ポイントの付与)

第2条 生協は、宅配事業における特定商品の利用、利用金額、特定のキャンペーン、各種企画への参加などに対して、当該の組合員にポイントを付与します。本サービスの付与対象となる商品等の範囲および、1ポイントの付与に必要な単位金額は生協が指定し、利用の手引き、生協ホームページへの掲載など、生協所定の方法で組合員へ告知します。

2. 付与ポイントは、お届け表に「今回の発生ポイント」として記載します。
3. ポイント付与の対象外となるものは、くらしと生協カタログ、ギフトカタログ（中元・歳暮・父の日・母の日など）、積立出資金、個配手数料（システム基本料を含む）、コープ文化サービス、コープハウジング、コープ保険サービス、葬祭事業、福祉事業、夕食サポート、共済掛金、その他生協が指定する商品等とします。
4. 付与されたポイントは、お届け表に「今回の発生ポイント」として記載され、組合員に届いた時に効力が発生することとします。

(ポイントの確認)

第3条 ポイント残高は、以下のいずれかの方法で確認することができます。

- (1) お届け表
- (2) インターネット注文サービス（以下「eフレンズ」という。）注文画面
- (3) eフレンズ組合員マイページ
- (4) 組合員コールセンター

(ポイントの使用)

第4条 利用可能ポイントは1ポイント1円で換算し、1ポイント単位で宅配カタログの注文時に限って使用することができます。

2. ポイントを使用する場合は、以下のいずれかを選択していただきます。なお、同時にポイント使用を行われた場合、(1)～(3)の順に優先して使用されます。
 - (1) 商品交換（生協がポイントによる商品交換をチラシ等で指定している場合のみ）
 - (2) 募金（生協がポイントによる募金をチラシ等で指定している場合のみ）
 - (3) OCR注文書の「ポイント使用欄」または、eフレンズ注文画面の「今回使用

ポイント欄」へ使用ポイント数を記入し、該当週の請求額から差し引く。

3. 使用できるポイント数は、お届け表に記載されている「今回利用可能ポイント」または、eフレンズ注文画面「前回ご利用までのポイント数」の各欄のポイント数を上限とし、かつ、該当週の請求金額（返金額を含む）を上限とします。
4. ポイントは生協への出資金、共済掛金の支払い、未払い商品代金の支払い等には使用できません。

（利用休止中のポイントの取り扱い）

第5条 宅配事業の利用を休止した場合（店舗所属に変更した場合も含む）であっても、ポイントは使用期限まで有効とし、宅配事業の利用を再開された場合、継続してポイントを貯めることができます。

（店舗ポイントへの移動）

第6条 宅配事業で貯まったポイントは、以下の方法で店舗ポイントへの移動の申請ができます。

- (1) インターネット会員（eフレンズ会員）専用のマイページ
- (2) 組合員コールセンター
2. 移動の申請後、ポイント残高を超えてポイントを使用した場合、申請は無効となります。
3. 移動したポイントの利用方法や有効期限は、生協が別途に定める「きょうとコープカード ご利用の決まり」に準じるものとします。

（ポイントの使用期限）

第7条 ポイントの使用期限は、付与の翌年度末（3月1回カタログ注文時）までとします。

2. 前年度から繰り越されたポイントは、お届け表への記載やマイページでお知らせします。
3. 使用期限が切れる前にポイントをご使用いただけるよう、配布物等でご案内します。

（脱退時のポイントの取り扱い）

第8条 脱退および、脱退手続きをされた場合、全てのポイントは失効します。

（ポイントの取り消し）

第9条 生協は、以下の各号に該当する場合、組合員に付与したポイントの一部、または全部を取り消すことができます。また、取り消されたポイントに対して、生協は何らの補償も行わず、一切の責任も負いません。

- (1) 組合員が虚偽または、不正な手段でポイントを取得した場合。
- (2) 宅配事業のご利用代金をお支払いいただけない場合。
- (3) 生協の過誤によるポイント付与がされた場合
- (4) 組合員が本規程に違反した場合。
- (5) その他、生協がポイントの取り消しを適当と認めた場合。

(ポイントの譲渡等禁止)

第 10 条 組合員が保有するポイントは、他の組合員への相続、共有、合算など、一切の譲渡はできません。

(ポイントの換金不可)

第 11 条 組合員は、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

(ポイントの失効等について)

第 12 条 生協は、ポイントが使用期間の経過、失効、取消によって効力を失った場合、いかなる理由があってもその補償等には応じないこととします。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て決定します。

(付則)

第 14 条 この規程は 2016 年 3 月 21 日より施行します。

2. 第 6 条については、店舗へのポイント移動システムが稼働時に施行します。

2016 年 2 月 1 日 制定